

1 自主防災組織（自治会）へのお願い

資料No.1-1

○災害発生後は、ただちに自治会住民の救出・安否確認を

※深刻な災害では、早急な「公助」は期待できない。

○災害時避難所、自主避難所に自治会集会所の活用を

・一部経費の助成制度があります。

○自治会住民を対象に定期的に避難訓練の実施を

・一部経費の助成制度があります。

(自治会長が交代された自治会)

○自主防災組織等、防災関連事務の引継ぎを

- ・自主防災組織を設立しませんか。…総務課がお手伝いします。
- ・自治会に防災士を配置しませんか。…研修受講費を補助します（研修は秋ごろ）
- ・支え愛（防災）マップを作成しませんか。…福祉課（総務課）がお手伝いします。

2 交通災害共済加入の取りまとめについて

資料No.1-2

(1) 自治会にお願いすること

- ・自治会内にチラシの配布、「放送」等で広報をしていただくこと
- ・加入申込みのとりまとめをしていただくこと

(2) とりまとめ期限等

- ・提出期限 令和5年3月7日（火曜日）
- ・提出先 大栄農村環境改善センター（庶務受付）又は北条支所

(3) その他

- ・加入申込ハガキは2月中旬、各家庭に郵送します。
- ・チラシは1月末の全戸配布で、とりまとめに必要な様式等は、2月中旬に自治会長に郵送します。
- ・加入された方へは「加入者証」を5月上旬に郵送します。
- ・自治会とりまとめ1人当たり80円を加入とりまとめ交付金として、8月中旬にお支払いします。

1及び2の問い合わせ先 総務課情報防災室（電話 37-5862）